

○春日部市公民館運営審議会条例

平成17年10月 1 日条例第181号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条第1項の規定に基づき、春日部市中央公民館(以下「中央公民館」という。)に春日部市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、中央公民館の館長の諮問に応じ、中央公民館及び地区の公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから、春日部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央公民館において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。